

宮城県国民健康保険団体連合会

April 2018

No.51

# 国保だより

<http://www.miyagi-kokuho.or.jp/>



～宮城県国民健康保険団体連合会は、  
I S M S の国際規格「ISO/IEC27001」の  
認証取得団体です～

保険医療機関、保険薬局の皆様へ

## 平成30年4月からの65歳以上の医療療養病床における居住費について

65歳以上の医療療養病床に入院する患者の生活療養標準負担額のうち、居住費についての負担が平成30年4月から下表のとおり見直されます。

この見直しは、介護保険施設に入所している方の高熱水費の負担が、現在1日370円であることを踏まえたものです。そのため、平成29年10月から段階的に負担を変更し、医療と介護・在宅療養との負担公平化を図る観点から、1日370円の居住費負担を求めるとしました。

ただし、指定難病患者・高齢福祉年金受給者については、引き続き負担を求めません。

○平成29年10月から平成30年3月まで

|                            | 居住費(1日)    |            |        |
|----------------------------|------------|------------|--------|
|                            | 医療の必要性の低い者 | 医療の必要性の高い者 | 指定難病患者 |
| 一般                         | 370円       | 200円       | 0円     |
| 低所得Ⅱ<br>(住民税非課税世帯)         | 370円       | 200円       | 0円     |
| 低所得Ⅰ<br>(住民税非課税世帯かつ一定所得以下) | 370円       | 200円       | 0円     |
| 境界層該当者<br>高齢福祉年金受給者        | 0円         | 0円         | 0円     |

○平成30年4月から

|                            | 居住費(1日)    |            |        |
|----------------------------|------------|------------|--------|
|                            | 医療の必要性の低い者 | 医療の必要性の高い者 | 指定難病患者 |
| 一般                         | 370円       | 370円       | 0円     |
| 低所得Ⅱ<br>(住民税非課税世帯)         | 370円       | 370円       | 0円     |
| 低所得Ⅰ<br>(住民税非課税世帯かつ一定所得以下) | 370円       | 370円       | 0円     |
| 境界層該当者<br>高齢福祉年金受給者        | 0円         | 0円         | 0円     |

☞ 詳しくは「入院時生活療養費の見直し内容について(その2)」(平成29年4月7日付厚生労働省保険局事務連絡)を参照ください。

○「平成30年度診療報酬改定」等最新情報について

「平成30年度診療報酬改定」及び「経過措置医薬品」(使用期限の延長・追加情報含む)等に関する情報については、厚生労働省のホームページに最新情報が掲載されておりますので是非ご活用ください。

※厚生労働省(<http://www.mhlw.go.jp/>)トップページ>政策について>医療保険>重要なお知らせ  
宮城県国保連合会のホームページから、リンクを使って厚労省トップページへログインできます。

## 第三者行為に係る指定公費負担医療に関する取扱いの見直しについて

70歳から74歳の方の窓口負担については、平成20年4月から2割とされているところですが、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」により、これまで1割とされてきました。しかし、この特例措置(「指定公費負担医療」)をより公平な仕組みとするべく、平成26年度に国が要綱を見直し、現在は経過措置として取り扱っているところ(経過措置期間:平成31年3月31日まで)

この「指定公費負担医療」について、このたび、第三者行為による傷病については支給対象外とする一部改正が発出されました。(平成30年2月1日施行)

主な変更点及び保険医療機関等における対応については、下記のとおりです。

○「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」改正に伴う主な変更点

|                 | 改正前                               | 改正後(平成30年2月1日施行)   |
|-----------------|-----------------------------------|--|
| 指定公費負担医療の支給対象   | 第三者行為に起因する傷病についても指定公費負担医療の支給対象    | 第三者行為に起因する傷病については、 <u>指定公費負担医療の支給対象外</u>                                     |
| 保険医療機関等における窓口負担 | 高齢受給者証に記載された負担割合(1割)に基づき請求        | 高齢受給者証(1割)の記載にかかわらず、 <u>法定の2割負担</u> で一部負担金相当額を請求(傷病の原因が第三者行為によるものと判断できる場合)※1 |
| レセプト特記事項欄の記載    | 「10.第三」(傷病の原因が第三者行為によるものと判断できる場合) | 「10.第三」及び「20.二割」を併記(傷病の原因が第三者行為によるものと判断できる場合)                                |

※1 患者からの申し出等がなく、第三者行為によるものと判断されない場合や、第三者行為によらない私病に係る診療分については、現行どおり指定公費を支給(1割相当額を請求)

原則は上記のとおりですが、第三者行為による傷病であることを保険医療機関等が必ず把握できるとは限らないため、第三者行為による傷病に対して指定公費負担医療が支給されていた場合であっても、過誤請求とはせず、保険者において第三者に対し支給相当額を請求いたします。

請求にあたっては、通常の第三者求償の取扱い(※2)と同様に、第三者行為に関係しない私病分等が切り分けられるような記載をお願いいたします。

※2 「第三者求償の取扱い」…

交通事故など第三者の行為によるレセプトを提出する場合、特記事項に「10第三」の記載が必要となります。また、第三者行為による治療が終了した場合は、特記事項から「10第三」の表示を削除してください。

☞ 詳しくは、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱の一部改正について」

(平成29年12月7日付保発1207第5号及び第7号～第9号厚生労働省保険局長通知)

「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」(平成20年2月21日付保発第0221003号厚生労働省保険局長通知)を参照ください。

○「診療報酬等の請求及び受領に関する届」について

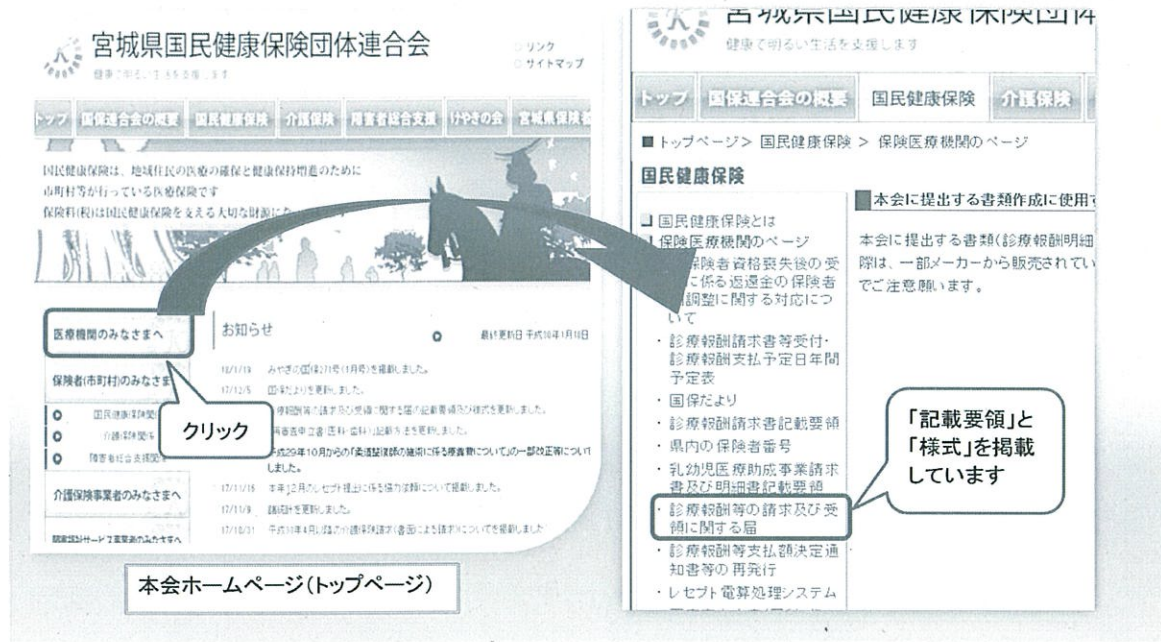
診療報酬の振込先情報等届出内容を変更する場合は、内容を変更したい月の前月20日までに「診療報酬等の請求及び受領に関する届」を提出してください。

振込先情報を変更する場合は、登録内容確認のため、①通帳の表紙と②表紙の裏面※2箇所のコピーを添付してください。

(※ コホホロウ、イ)コホシンリヨウシヨ等口座名義人のフリガナが記載されている頁の部分)

銀行の登録内容と異なっていると、振込みが遅れる場合があります。

様式及び記載要領については、本会ホームページに掲載しております。



お知らせ ～診療(調剤)報酬の支払予定日等～

- 平成30年5月以降の診療(調剤)報酬の支払予定日等は下記のとおりです。
- 診療(調剤)報酬請求書の早期提出にご協力願います。受付時間は各日とも8時30分から17時15分です。郵便または宅急便等により提出される場合は、時間内に必着をお願いいたします。

| 区分等<br>提出月 | FD・MO・CD-R<br>又は<br>紙レセプト請求分<br>提出協力日 | オンライン請求分<br>提出期限  | 医療機関等支払予定日 |         |        |
|------------|---------------------------------------|---|------------|---------|--------|
|            |                                       |   |            | 早期支払(※) | 早期支払以外 |
| 平成30年5月    | 9日(水)                                 | 毎月10日<br>※10日にエラーとなった<br>レセプトデータのみ、<br>12日が提出期限と<br>なります。 | 平成30年5月    | 21日(月)  | 30日(水) |
| 6月         | 8日(金)                                 |   | 6月         | 20日(水)  | 28日(木) |
| 7月         | 9日(月)                                 |   | 7月         | 20日(金)  | 30日(月) |
| 8月         | 9日(木)                                 |   | 8月         | 20日(月)  | 30日(木) |

※ 早期支払の対象となるのは、電子レセプト請求届出のある医療機関です。

乳幼児(子ども)医療費の助成対象年齢について

平成30年4月から、下記市町村における乳幼児医療費の助成対象範囲が変更となりました。

| 市町村 | 変更内容 | 変更後(平成30年4月から)  | 変更前             |
|-----|------|-----------------|-----------------|
| 亘理町 | 入通院  | 高校3年生まで(18歳年度末) | 中学3年生まで(15歳年度末) |

レセプト及び「乳幼児医療費請求書(社保用)」を請求する際は、助成対象年齢を確認の上、提出願います。

宮城県からのお知らせ

宮城県保健福祉部国保医療課から、以下のとおり連絡がありましたのでお知らせします。

| 保険者番号<br>保険者名        | 被保険者証記号番号<br>交付年月日         | 被保険者証を<br>無効とする日 | 問合せ先                                     | 備考                   |
|----------------------|----------------------------|------------------|--|----------------------|
| 280057<br>兵庫県 西宮市    | 5156690<br>平成29年12月1日      | 平成30年1月25日       | 西宮市<br>国民健康保険課<br>TEL0798-35-3117        | 「再交付」の表示<br>がないものに限る |
| 390104<br>高知県 四万十市   | 1012606<br>平成29年4月1日       | 平成29年12月19日      | 四万十市<br>市民課国保係<br>TEL0880-34-1114        | 「再交付」の表示<br>がないものに限る |
| 460196<br>鹿児島県 南さつま市 | 南さつま0076627<br>平成29年10月30日 | 平成30年1月4日        | 南さつま市<br>保健課<br>国保年金係<br>TEL0993-53-2111 |                      |
|                      | 南さつま0243640<br>平成30年1月1日   | 平成30年1月5日        |  |                      |
| 461269<br>鹿児島県 喜界町   | 喜界国保40073<br>平成29年8月1日     | 平成30年1月4日        | 喜界町<br>保健福祉課保険係<br>TEL0997-65-3685       | 「再」の表示が<br>ないものに限る   |
| 461285<br>鹿児島県 天城町   | 天国保00024741<br>平成29年4月1日   | 平成30年1月4日        | 天城町<br>保健福祉課国保係<br>TEL0997-85-5384       | 「再交付」の表示<br>がないものに限る |
| 461319<br>鹿児島県 知名町   | 知名国保0507<br>平成29年8月1日      | 平成29年12月26日      | 知名町<br>保健福祉課国保係<br>TEL0997-84-3153       | 「再交付」の表示<br>がないものに限る |

発行所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目2番3号  
宮城県国民健康保険団体連合会  
発行人：事務局長 門間博幸  
URL：http://www.miyagi-kokuho.or.jp/  
(審査業務課) TEL:022-222-7075 FAX:022-222-7107  
(審査管理課) TEL:022-222-7074 FAX:022-222-7107  
(情報管理課) TEL:022-222-7170 FAX:022-222-7072